

とうじしゃ いっしょ かんが  
当事者と一緒に考えた

よ  
みんなで読める

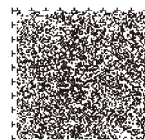
かながわけん とうじしゃ めせん

# 神奈川県当事者目線の

しょうがい ふくし すいしん じょうれい

# 障害福祉推進条例

い しゃかい めざ  
～ともに生きる社会を目指して～





## この冊子について

条例は、都道府県や市町村が作る大切な決まりです。

神奈川県は、障害のある当事者のメンバーと一緒に考えて、誰もがわかりやすく読むことができるように、できるだけ生活の中で使うことばで書いた「みんなで読める神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」をつくりました。

この改訂版は、一緒に考えたメンバーのほか、障害のある当事者などの意見も聞いて、条例の特に大切なことを伝えるページを増やしました。

「みんなで読める」には、一人では読むことが難しい場合でも、支援者や仲間や家族など、いろいろな人と一緒に読めるという意味があります。

「ともに生きる社会」を一緒につくっていきましょう。

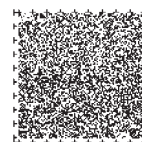
神奈川県では、広報物などでは「障がい」と平仮名で書いていますが、条例は「障害」と漢字で書いています。

条例についての冊子なので、この冊子でも漢字の「障害」と書いています。

このマークは、二次元音声コードです。

スマートフォン等の Uni-Voice アプリで読みこむことで、音声の読み上げができます。

スマートフォン等に Uni-Voice アプリをインストールして使ってください。



かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すいしんじょうれい とく たいせつ  
1 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例で特に大切なこと

とうじしゃめせん しょうがいふくし  
当事者目線の障害福祉とは 2

ばめん ぐ  
場面① ひとり暮らしをしたい! 4

ばめん みせ い  
場面② お店に行きたい! 6

しょうがい りゆう さべつ ぎやくたい きんし  
障害を理由とした差別、虐待などの禁止 8

しょうがい ひと しゃかい さんか  
障害のある人の社会参加 9

じょうれい  
2 条例

とうじしゃめせん しょうがいふくし すいしんじょうれい りゆう  
当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由 12

だい じょう じょうれい もくてき  
第 1 条 この条例をつくった目的 15

だい じょう とうじしゃめせん しょうがいふくし すいしんじょうれい で ことば いみ  
第 2 条 当事者目線の障害福祉推進条例に出てくる言葉の意味 16

だい じょう とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ かんが かつ  
第 3 条 当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方 18

だい じょう かながわけん  
第 4 条 神奈川県がすること 19

だい じょう かながわけん しちょうそん きょうりよく  
第 5 条 神奈川県が市町村と協力してすること 20

だい じょう けんみん じぎょうしゃ  
第 6 条 県民や事業者がすること 20

だい じょう しょうがいふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ  
第 7 条 障害福祉サービス提供事業者がすること 21

だい じょう きほんてき けいかく  
第 8 条 基本的な計画をつくること 21

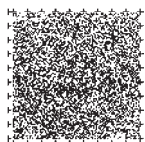
だい じょう きほんてき けいかく ないよう  
第 9 条 基本的な計画の内容 22

だい じょう いし けつてい しえん と く  
第 10 条 意思決定支援に取り組むこと 25

だい じょう しょうがい ひと けんり まも  
第 11 条 障害のある人の権利を守ること 26

だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎやくたい きんし  
第 12 条 障害を理由とする差別、虐待などの禁止 26

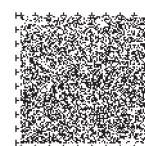
だい じょう しょうがい りゆう さべつ そうだん あどばいす  
第 13 条 障害を理由とする差別についての相談やアドバイス 27



だい じょう	しょうがい	ひと	せいかつ	こま		
第 14 条	障害のある人	の	生活	しづらい	こと	や困ったことをなくすこと
						28
だい じょう	ぎやくたい	お				
第 15 条	虐待	が起き	ない	よう	にする	こと
						29
だい じょう	ぎやくたい	はや	み			
第 16 条	虐待	を早く	見	つけ	る	こと
						29
だい じょう	しょうがい	ひと	かぞく	さぽーと		
第 17 条	障害のある人	の	家族	など	への	サポート
						30
だい じょう	しょうがい	ひと	かんけい	かいぎ	しょうがい	ひと
第 18 条	障害のある人	に	関係	する	会議	に
						障害のある人の
						参加を進めること
						30
だい じょう	びあさぽーと	とうじしゃかつどう	ほんにんかつどう	すす		
第 19 条	ピアサポート	や	当事者	活動	・	本人
						活動などを進めること
						31
だい じょう	しょうがい	ひと	しょうがい	さぽーと	しく	
第 20 条	障害のある人	の	生涯	の	サポート	の
						仕組みをつくること
						32
だい じょう	こうれいしゃ	こ	ふくし	しさく	きょうりよく	とく
第 21 条	高齢者	や	子ども	の	福祉	施策
						と協力して取り組むこと
						32
だい じょう	しえん	ほうほう	じょうほう	あつ	しら	
第 22 条	支援	の方法	の	情報	を	集め
						たり調べたりすること
						33
だい じょう	ちいき	せいかつ	しゃかい	さんか	すす	ば
第 23 条	地域	生活	や	社会	参加	を
						進めるための
						場を整備すること
						33
だい じょう	す	おな	さーびす	う		
第 24 条	どこに	住んで	いても	同じ	サービス	を
						受けられるようにすること
						34
だい じょう	じりつ	しえん	きょうぎかい	かつどう	すす	
第 25 条	自立	支援	協議	会	の	活動
						を進めること
						34
だい じょう	しょうがい	ふくし	しごと	ひと	ふ	そだ
第 26 条	障害	福祉	の	仕事	をする	人
						を増やして、
						育てること
						36
だい じょう	しさく	よさん	ようい			
第 27 条	施策	に	予算	を	用意	すること
						37
	ほか	き				
	その	他の	決まり			
						37

## さんこうしりょう 参考資料

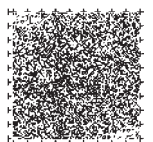
しょうがい	ふくし	さーびす	ていきょうじぎょうしゃ		
・	障害	福祉	サービス	提	供
				事	業者
				に	ついて
					38
いっしょ	かんが	めんばー			
一	緒に	考	え	た	メン
					バー
					40
い	しゃかい	けんしょう			
と	もに	生	きる	社	会
				な	が
				わ	憲
				章	
					41





1

か な がわ けん とう じ しゃ め せん  
神 奈 川 県 当 事 者 目 線 の  
しょう がい ふく し すい しん じょう れい  
障 害 福 祉 推 進 条 例 で  
とく たい せつ  
特 に 大 切 な 事 項

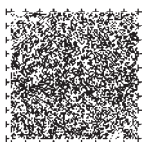


かながわけん      とうじしゃ   めせん      しょうがい   ふくし      すす  
神奈川県は、当事者目線の障害福祉を進めるために  
かながわけん   とうじしゃ   めせん      しょうがい   ふくし      すいしん   じょうれい  
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例  
い      しゃかい      めざ  
～ともに生きる社会を目指して～」  
をつくりました。

とうじしゃ   めせん      しょうがい   ふくし  
当事者目線の障害福祉とは…

- しょうがい      ひと      かんけい      ひと  
・ 障害のある人に関係するすべての人が、  
ほんにん      き も      かんが  
本人の気持ちになって考える
- ほんにん      のぞ      ねが      だいじ  
・ 本人の望みや願いを大事にする
- しょうがい      ひと      じぶん      き も      かんが  
・ 障害のある人が、自分の気持ちや考えで、  
じぶん      ひつよう      さ   ぽ   ー   と      う      く  
自分に必要なサポートを受けながら暮ら  
せる社会をつくる

ことです





とうじしゃ めせん しょうがい ふくし すす  
当事者目線の障害福祉を進めるためには、

しょうがい ひと ふ  
障害のある人が、されてうれしいことを増やしていく

しょうがい ひと いや  
障害のある人が、されると嫌なことをなくしていく

だいじ  
ことが大事です。

よ かんが ふた  
そのためにはどうしたら良いかを考えるために、二つ  
ばめん れい か  
の場面を例として書きました。

ふた ばめん  
二つの場面で

これまで

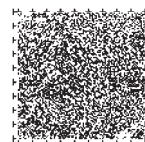
ことば  
の言葉と

とうじしゃ  
めせん  
目線の  
かんが  
考え方

ことば  
の言葉

ちが かんが  
の違いを考えてみましょう

ページと9ページには、とうじしゃ めせん しょうがい ふくし すす  
8 ページと9 ページには、当事者目線の障害福祉を進め  
たいせつ さべつ ぎやくたい きんし しょうがい ひと  
るために大切な、差別や虐待の禁止と、障害のある人の  
しゃかい さんか すす か  
社会参加を進めることについて書いています。





# 場面① ひとり暮らしをしたい！



しょうがい  
障害のある人  
えー  
Aさん

ひとり暮らしをしたいな。

これまで

ひとり暮らしなんて、やらなきゃいけないことが多いし、大変だよ！やめた方がいいよ。



しえんしや  
支援者  
びー  
Bさん

とうじしや めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

ほんにん きも ひてい うと  
本人の気持ちを否定しないで、受け止めましょう

とうじしや  
当事者の  
めせん  
目線で  
かんが  
考えた方

ひとり暮らしがしたいんですね。  
ひとり暮らしするとしたら、  
何か困りそうなことはありますか？



しえんしや  
支援者  
びー  
Bさん



しょうがい  
障害のある人  
えー  
Aさん

りょうり そうじ にかて  
料理と掃除が苦手かなあ。

これまで

りょうり そうじ  
料理も掃除もできないんだから、  
ひとり暮らしなんて無理だよ。



しえんしや  
支援者  
びー  
Bさん

とうじしや めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

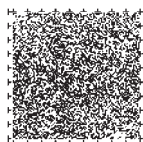
ほんにん にかて  
本人ができないことや苦手なことがあっても、  
てだす さぼーと かんが  
それを手助けするサポートがないか考えてみましょう

とうじしや  
当事者の  
めせん  
目線で  
かんが  
考えた方

へるぱー さーびす つか  
ヘルパーのサービスを使えば、料理  
や掃除をしてもらえますよ。



しえんしや  
支援者  
びー  
Bさん





ふくし ざーびす つか  
福祉サービスを使えば、ひとり  
暮らしができるかなあ。

しょうがい ひと  
障害のある人  
Aさん

これまで

そうはいつでも大変だよ。グループホーム  
の方が世話人さんもいるし安心だよ。



しえんしゃ  
支援者  
Bさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

ほんにん かんが  
「本人のためになる」と考えたとしても  
ほんにん きも たいせつ  
まずは、本人の気持ちを大切にしましょう

とうじしゃ  
当事者  
めせん  
目線の  
かんが  
考え方

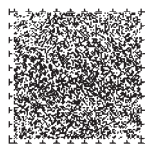
じっさい  
実際にひとり暮らしを体験してみて、  
どんなサポートが必要か一緒に考え  
てみましょう。



しえんしゃ  
支援者  
Bさん



ばめん  
場面①だけではなく、  
すべての場面で、障害の  
ある人の思いや望みを  
大事にしてサポートして  
いくことが大切です。





## 場面② お店に行きたい！



みせ てんいん  
お店の店員  
しー Cさん

くるま きやく すろーぶ  
車いすのお客さまから「スロープ  
を付けてほしい」と言われたよ。

これまで

かね ばしょ せま  
お金もないし、場所も狭いから、  
すろーぶ つ むり  
スロープを付けるのは無理だよ。



みせ てんいん  
お店の店員  
でいー Dさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

ふたん おお ほか ほうほう かんが  
負担が大きすぎない他の方法を考えてみましょう

とうじしゃ  
めせん  
当事者の  
目線の方  
かんが  
かた  
考え

すろーぶ むり いた お  
スロープは無理だけど、板を置くこ  
とでいいか聞いてみよう。



みせ てんいん  
お店の店員  
でいー Dさん



みせ てんいん  
お店の店員  
しー Cさん

はくじょう も きやく  
白杖※を持っているお客さまが  
いるけど、どうしたらいいかな。

はくじょう しかくしょうがい  
※白杖…視覚障害のある  
ひと も しる つえ  
人が持つ白い杖のこと

これまで

てつだ い  
手伝ってほしいと言われ  
ないから、  
ようす  
様子をみよう。



みせ てんいん  
お店の店員  
でいー Dさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

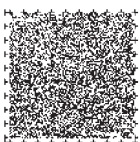
こま ようす ひと み  
困っている様子の人を見かけたら  
なに こま こえ  
「何かお困りですか」といった声かけを  
してきましょう

とうじしゃ  
めせん  
当事者の  
目線の方  
かんが  
かた  
考え

なに てつだ  
「何か手伝えることはありますか」  
と声をかけたら、「メニューを  
こえ めに ゆー よ  
読み  
あ い  
上げて」と言われたよ。



みせ てんいん  
お店の店員  
でいー Dさん





みせ てんいん  
お店の店員  
Cさん

めに ゆー もじ かんじ  
メニューが、文字だけで、漢字もある  
から、何を頼んだらいいかわからなく  
て困っているお客さまがいるね。

これまで

これまで特に要望もないよ。  
だからこのままでいいよ。



みせ てんいん  
お店の店員  
Dさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

しょうがい ひと い  
障害のある人から言われなくても、  
こま せいかつ  
困っているとわかるときは、生活しづらかったり  
こま  
困ったりすることをなくしていきましょう

とうじしゃ  
当事者の  
めせん  
目線の方  
かんが  
を考えよう

めに ゆー しゃしん い かんじ  
メニューに写真を入れて、漢字には  
るび ふ  
ルビも振ってみよう。



みせ てんいん  
お店の店員  
Dさん

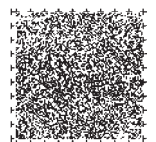
ばめん しょうがい ひと せいかつ  
場面②のように障害のある人が生活

しやすくなるように考えてみましょう。

あたら みせ たてもの  
新しくお店や建物をつくる時など

しょうがい ひと つか  
には障害のある人が使いづらく

ならないように注意しましょう。



# しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたい きんし 障害を理由とした差別、虐待などの禁止

しょうがい りゆう しょうがい ひと くべつ  
障害があることを理由として障害のない人と区別することや、  
しょうがい ひと つか ばしょ じかん き しょうがい ひと  
障害のある人の使える場所や時間を決めるなど、障害のない人  
おな たいおう しょうがい りゆう さべつ  
と同じ対応をしないことを「障害を理由とした差別」といいます。



しょうがい りゆう  
障害があることを理由にして、  
みせ りよう か もの ことわ  
お店の利用や買い物などを断ること

たた ほんにん かね かって つか  
からだを叩いたり、本人のお金を勝手に使ったりすることなどを  
ぎゃくたい  
「虐待」といいます。

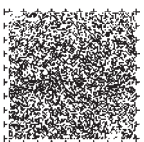


からだをたたいたり、  
け 蹴ったりすること



ほんにん かね まわりのひと  
本人のお金を、周りの人が  
ほんにん い かって つか  
本人に言わないで勝手に使うこと

ひと さべつ ぎゃくたい  
すべての人は、差別や虐待など、  
しょうがい ひと けんこう けんり  
障害のある人の健康やいのち、権利を  
きず  
傷つけることをしてはいけません。



# しょうがい ひと しゃかい さんか 障害のある人の社会参加

かながわけん しょうがい ひと ちゅうしん おこな かつどう ぴあ  
神奈川県は、障害のある人が中心になって行っている活動（ピア  
さぽーと ほんにん かつどう とうじしゃ かつどう さぽーと  
サポート・本人活動・当事者活動など）をサポートします。

かながわけん しょうがい ひと せいかつ かんけい かいぎ  
また神奈川県の障害のある人の生活に関係する会議などに、  
しょうがい ひと さんか すす しゃかい さんか すす  
障害のある人の参加を進めるなど、社会参加を進めます。

## ぴあ さぽーと ピアサポートとは……

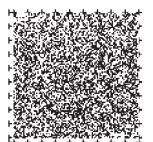
おな なや も なかま どうし たが ささ あ かつどう  
同じ悩みを持っている仲間同士が、お互いに支え合う活動です。

## ほんにん かつどう とうじしゃ かつどう 本人活動・当事者活動とは……

しょうがい ひと ちゅうしん なかま どうし かつどう  
障害のある人が中心になって、仲間同士でいろいろな活動  
おこな  
を行うことです。

### れい 例

しょうがい ふくし せいど  
障害福祉の制度についての  
べんきょうかい すぽーつ ばーべきゅー  
勉強会や、スポーツやバーベキュー  
よか かつどう  
などの余暇活動をしている  
ぐるーぷ  
グループもあります。

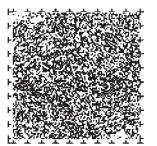






2

じょうれい  
条例



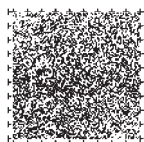
とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい りゆう  
当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由

へいせい ねん ねん がつ にち かながわけんりつ しょうがいしゃしえん  
平成28年(2016年)7月26日に、神奈川県立の障害者支援  
しせつ つく い えん めい うば かな じけん  
施設津久井やまゆり園で、19名のいのちが奪われる、悲しい事件が  
お しょうがい ひと かぞく かな  
起きました。障害のある人や家族だけではなく、みんなが悲しくなり、  
しんぱい きも  
心配な気持ちになりました。

かながわけん つく い えんじけん かな じけん にど  
神奈川県は、津久井やまゆり園事件のような悲しい事件が二度と  
お へいせい ねん ねん がつ かながわけん  
起きないようにするため、平成28年(2016年)10月に、神奈川県  
ぎかい いっしょ い しゃかい けんしょう  
議会と一緒に「ともに生きる社会かながわ憲章」をつくりました。「と  
もに生きる社会かながわ憲章」は、神奈川県が大切にする考え方  
す。

かながわけん つく い えんじけん しょうがいしゃ  
神奈川県では、津久井やまゆり園事件のあと、これまでの障害者  
しえんしせつ にゅうしょしせつ しえん かくにん しょうがいしゃしえん  
支援施設(入所施設)の支援のことも確認して、障害者支援  
しせつ にゅうしょ ひと よ しえん かんが  
施設などに入所している人にもっと良い支援ができないか考えてき  
ました。

しせつがわ あんぜん いちばんだいじ りゆう にゅうしょ  
これまでは、施設側が安全を一番大事にするという理由で、入所  
ひと へ や かぎ そと で  
している人の部屋に鍵をかけて外へ出られないようにするなどの  
たいおう わ  
対応があったことが分かりました。



よ し え ん ほ う ほ う か ん が し ょ う が い ひ と き も た い せ つ  
良い支援の方法を考えたところ、障害のある人の気持ちを大切  
に して、本 人 が し て ほ し い と 思 っ て い る 支 援 を す る た め に は、本 人 の  
た ち ば た だ い じ あ ら た き づ  
立場に立つことが大事だと、改めて気付きました。

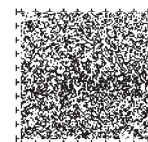
か な が わ け ん し ょ う が い ひ と な ん ど は な あ お も の ぞ  
神奈川県は、障害のある人たちと何度も話し合い、思いや望んで  
い る こ と な ど を よ く 知 ろ う と し ま し た。

か な が わ け ん し ょ う が い ひ と ひ と り こ こ ろ こ え み み か た む  
神奈川県は、障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて  
お も の ぞ き ほ ん に ん た ち ば た し え ん し ょ う が い  
思いや望みを聞き、本人の立場に立った支援をすることが、障害の  
あ る 人 だ け で は な く、周 り に い る 人 た ち み ん な が し あ わ せ い か つ  
ある人だけではなく、周りにいる人たちみんなが幸せに生活できる  
と う じ し ゃ め せ ん し ょ う が い ふ く し か ん が  
「当事者目線の障害福祉」になると考えました。

か な が わ け ん れ い わ ね ん ね ん が つ と う じ し ゃ め せ ん し ょ う  
神奈川県は、令和3年(2021年)11月に「当事者目線の障がい  
ふ く し じ つ げ ん せ ん げ ん は っ ぴ ょ う と う じ し ゃ め せ ん し ょ う が い ふ く し  
福祉実現宣言」を発表して、これからは「当事者目線の障害福祉」に  
し て い く と 約 束 し ま し た。

に ほ ん し ょ う が い ふ く し し ょ う わ ね ん ね ん こ く さ い し ょ う が い し ゃ ね ん  
日本の障害福祉は、昭和56年(1981年)の国際障害者年から、  
し ょ う が い ひ と じ り つ し ゃ か い さ ん が し ゃ か い め ぎ  
障害のある人みんなが、自立や社会参加ができる社会を目指してき  
ま し た。そ し て、障 害 者 基 本 法 が 直 さ れ、障 害 者 差 別 解 消 法 な ど が  
つ く へ い せ い ね ん ね ん し ょ う が い し ゃ け ん り じ ょ う や く ま も に ほ ん  
作られ、平成26年(2014年)に障害者権利条約を守ると日本は  
や く そ く  
約束しました。

し か し、す べ て の 障 害 の あ る 人 が 自 分 ら し く 暮 ら せ る 社 会 は、ま だ  
つ くれ て い ま せ ん。



かながわけん は、みんなが あんしん して 暮らせる 社会 を 目標 に、 けんみん、  
じぎょうしゃ と かながわけん が 協力 して 取り組める 仕組み を つくる 必要 があ  
ると 考えました。

かながわけん は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくことで「とも  
に生きる社会かながわ憲章」が目標にしている社会をつくること  
できると考えました。

そのための大切な決まりとして、かながわけん は「当事者目線の障害  
福祉推進条例」をつくって、「当事者目線の障害福祉」を進めるため  
の基本的な内容を決めました。

ことば せつめい  
【言葉の説明】

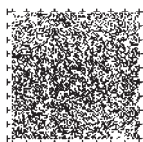
けんみん … かながわけん に 住んでいる 人の ことです。

じぎょうしゃ … かながわけん に ある お店 や 会社 の ことです。

ことば せつめい  
【言葉の説明】

しょうがい ひと ひとり こころ こえ みみ かたむ おも のぞ き  
障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて思いや望みを聞き

… しょうがい ひと ひとり きも かんが う と  
… 障害のある人、一人ひとりの気持ちや考えを受け止めることです。

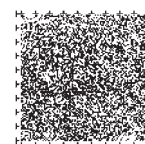


## 第1条 この条例をつくった目的

「当事者目線の障害福祉推進条例」には、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方を書いています。

神奈川県、県民、事業者がすることをわかりやすくして、「当事者目線の障害福祉を進めるために必要なことを書いています。

「当事者目線の障害福祉推進条例」は、障害のある人が障害を理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる社会にしていくことを目的としています。



だい じょう とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい  
第2条 当事者目線の障害福祉推進条例  
で ことば い み  
に出てくる言葉の意味

しょうがい しょうがい ひと  
(1) 「障害」とは、「障害のある人」とは

しょうがい しょうがいしゃきほんほう か しょうがい  
「障害」とは、障害者基本法に書いてある障害のことです。

しょうがい ひと しょうがいしゃきほんほう か しょうがいしゃ  
「障害のある人」とは、障害者基本法に書いてある障害者のこと  
です。

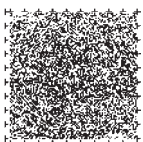
ことば せつめい  
【言葉の説明】

しょうがいしゃきほんほう しょうがい ひと かんけい にほん たいせつ き  
障害者基本法 … 障害のある人に関する日本の大切な決まりのこと  
です。

しょうがいしゃきほんほう か しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしん  
障害者基本法に書いてある「障害」 … 身体障害、知的障害、精神  
しょうがい はったつしょうがい ふく なんびょう た しょうがい  
障害(発達障害も含みます)や、難病などその他の障害のことです。

しょうがいしゃきほんほう か しょうがいしゃ しょうがい しゃかいてきしょうへき  
障害者基本法に書いてある「障害者」 … 障害や社会的障壁があっ  
い かん ひと  
て、生きにくさを感じている人のことです。

しゃかいてきしょうへき しょうがい ひと い げんいん  
社会的障壁 … 障害のある人の生きにくさの原因となるすべてのこと  
です。



## (2) 「当事者目線の障害福祉」とは

「当事者目線の障害福祉」とは、次のことです。

- ・ 障害のある人に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考えることです。
- ・ 本人の望みと願いを大事にすることです。
- ・ 障害のある人が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくることです。

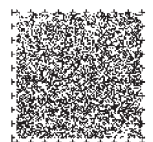
## (3) 「意思決定支援」とは

「意思決定支援」とは、障害のある人の気持ちや考えを大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、働いたりすることを自分で決められるように周りの人がサポートすることです。

## (4) 「障害福祉サービス提供事業者」とは

「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害のある人が困っていることをサポートする事業所のことです。

障害福祉サービス提供事業者について、38ページに詳しく説明しています。



## 第3条 当事者目線の障害福祉を進める ための大切な考え方

「当事者目線の障害福祉」を進めるときは、(1)から(6)に書いてあることを大事にします。

(1)すべての県民が、人として大切にされること。

自分の生き方を自分で決められること。

自分が大切にしている考え方を大事にされること。

(2)障害のある人が、自分のことは自分で決められるようにすること。

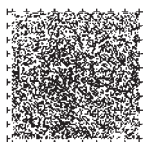
(3)障害のある人が、住みたいと思う場所で、自分らしく暮らすことができるようにすること。

(4)障害のある人の性別、年齢、障害の様子、生活に合わせて、周りの人たちが協力し、本人が活躍できるようにすること。

(5)障害のある人だけではなく、周りの人たちも、うれしいと感じられること。

(6)すべての県民が、障害や障害のある人のことをよく理解すること。

地域に住んでいる人がお互いに支え合いながら、社会全体で取り組むこと。



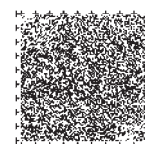


## だい じょう かながわけん 第4条 神奈川県がすること

(1) かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ  
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な  
かんが かつ だいじ  
考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」のとりく おこな  
せきにん  
取り組みを  
う責任があります。

(2) かながわけん しちょうそん じぎょうしゃ きょうりよく しょうがい  
神奈川県は、市町村や事業者などと協力して、障害や  
とうじしゃめせん しょうがいふくし ないよう し とりく  
「当事者目線の障害福祉」の内容を知ってもらうための取り組みを  
おこな  
行います。

(3) かながわけん けんみん じぎょうしゃ いけん き とうじしゃ  
神奈川県は、県民や事業者などの意見を聞いて、「当事者  
めせん しょうがいふくし よ  
目線の障害福祉」をより良いものにしていきます。

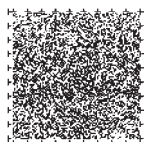


だい じょう かながわけん しちようそん きょうりよく  
**第5条 神奈川県が市町村と協力して**  
**すること**

- (1) かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし じつげん  
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を実現するために、  
しちようそん きょうりよく どりよく  
市町村と協力するように努力します。
- (2) かながわけん しちようそん どうじしゃめせん しょうがいふくし すす  
神奈川県は、市町村が「当事者目線の障害福祉」を進めるた  
めけいかく た とりく  
めの計画を立てたり、取り組みをしたりするときに、あどばいす  
アドバイスを  
をします。

だい じょう けんみん じぎょうしゃ  
**第6条 県民や事業者がすること**

- (1) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす  
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための  
たいせつ かんが かた だいじ  
大切な考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」を知っ  
て、そのとりく きょうりよく どりよく  
取り組みに協力するように努力しなければいけません。
- (2) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす  
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための  
たいせつ かんが かた だいじ しょうがい ひと しゃかい けいざい ぶんか  
大切な考え方」を大事にして、障害のある人が、社会、経済、文化  
などのいろいろなかつどう さんか どりよく  
活動に参加できるように努力しなければいけま  
せん。



## 第7条 障害福祉サービス提供事業者が すること

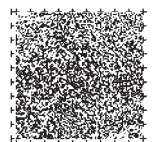
「障害福祉サービス提供事業者」は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方」を大事にして、地域に住んでいる人たちと協力して、地域の社会資源を使って、「当事者目線の障害福祉」を進めるように努力しなければいけません。

### 【言葉の説明】

地域の社会資源 … 障害のある人が、地域で暮らすために、使える場所や人を含めたすべてのことです。

## 第8条 基本的な計画をつくること

- (1) 神奈川県知事は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、基本的な計画をつくります。
- (2) 神奈川県知事は、1年に1回、「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画がどのくらい進んだか、インターネットなどで伝えます。



## 第9条 基本的な計画の内容

「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画として、

(1)から(12)の施策を決めます。

### 【言葉の説明】

施策 … 計画や取組みをつくって、実際にすることです。

施策は「せさく」という言い方をすることもあります。

(1) 障害のある人が、自分の生活に合わせたサポートを受けられる

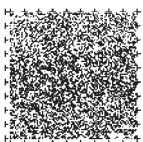
施策

地域での生活の仕方を選ぶようにするための医療(病院)、  
介護(介助)、福祉などの施策

(2) 障害のある人が困ったときに話を聞いてもらえるようにする

施策

障害のある人の家族や支援者、地域の人たちなどが、障害のある人をサポートしていて困ったときに話を聞いてもらえるようにする施策



(3) 障害のある子どもが学べるようにする施策

障害のある人が、いつでも学びたいと思ったときに学べるようにする施策

(4) 障害のある子どもが、家の近くで療育などのサポートを受けられるようにする施策

【言葉の説明】

療育 … 一人ひとりの子どもが、自分らしい生活を送れるようにサポートすることです。

(5) 障害に合わせて働けるようにする施策

会社が障害のある人を雇うことを進めていくための施策

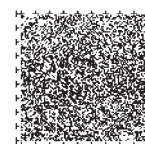
(6) 障害のある人が生活しやすい住宅(住む場所)を用意する施策

(7) 障害のある人が公共の施設(学校や駅や道路など)を使いやすくするための施策

障害のある人の移動をしやすくするための施策

(8) 障害のある人が情報を使えるようにする施策

障害のある人に情報を伝えたり、サポートしたりするための施策



(9) 障害のある人や障害のある人の生活を支える家族のお金などの心配を減らすための施策

障害のある人がお金などに困らないようにする施策

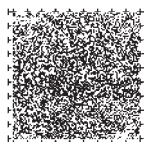
(10) 障害のある人が、文化・芸術（音楽や美術やダンスなど）やスポーツなどの活動に参加しやすくするための施策

(11) 障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするための施策

- ・ 地震や大雨（水害）、津波などの被害から守ること
- ・ 障害のある人を傷つけようとする人から守ること
- ・ 障害のある人が騙されてお金を取られないようにすること

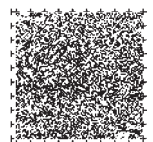
など

(12) 障害のある人が神奈川県庁などに来たときに手続きをしやすくする施策



## 第10条 意思決定支援に取り組むこと

- (1) 「障害福祉サービス提供事業者」は、「意思決定支援」をするように努力しなければいけません。
- (2) 神奈川県は、「意思決定支援」を進めるための情報を伝えます。どこに相談すればよいのか、どんなサポートをしてもらえるかなど、アドバイスする仕組みをつくります。
- (3) 神奈川県は、「障害福祉サービス提供事業者」に「意思決定支援」の研修を行います。



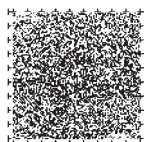
## だい じょう しょうがい ひと けんり まも 第11条 障害のある人の権利を守ること

(1) しょうがい ひと かが ひと しょうがい ひと しょうがいしゃしえんしせつ  
やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するときに  
ほんにん きも だいじ  
は、本人の気持ちを大事にしなければいけません。

(2) しょうがい ひと かが ひと しょうがい ひと いしけつていしえん  
を望んだときには、ほんにん きも だいじ いしけつていしえん  
ができるようにどりよく  
努力しなければいけません。

## だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたい 第12条 障害を理由とする差別、虐待 などのきんし 禁止

すべての人は、しょうがい ひと たい しょうがい りゆう さべつ  
虐待をしてはいけません。また、しょうがい ひと たいせつ  
かんが かつ きず  
考え方を傷つけてはいけません。



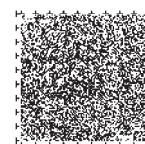


だい じょう しょうがい りゆう さべつ  
**第13条 障害を理由とする差別についての**  
そうだん あどばいす  
**相談やアドバイス**

(1) かながわけん しょうがい りゆう さべつ とらぶる お  
神奈川県は、障害を理由とする差別についてのトラブルが起き  
ないようになり、かいけつ そうだん しく  
解決のために相談したりできる仕組みをつくり  
ます。

(2) かながわけん しょうがい りゆう さべつ そうだん う  
神奈川県は、障害を理由とする差別について相談を受けたと  
きには、そうだん ないよう つぎ  
相談の内容にあわせて次のことをします。

- かながわけん そうだん き ひと あどばいす  
・ 神奈川県は、相談に来た人に、アドバイスなどをします。
- かながわけん そうだん き ひと かんけいしゃ ひつよう さべつ  
・ 神奈川県は、相談に来た人の関係者に、必要なときには、差別  
に関する相談の内容を伝えます。
- かながわけん しちょうそん ひつよう さべつ そうだん  
・ 神奈川県は、市町村に、必要なときには、差別についての相談  
の内容を伝えます。



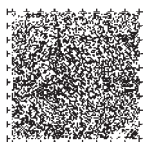
だい じょう しょうがい ひと せいかつ  
第14条 障害のある人の生活しづらいこと  
こま  
や困ったことをなくすこと

- (1) しょうがい ひと せいかつ こま い  
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言  
われなくても、かながわけん ふたん おお ごうりてき  
神奈川県は負担が大きすぎないときには、合理的  
はいりよ どりよく  
な配慮をする努力をします。

ことば せつめい  
【言葉の説明】

ごうりてき はいりよ しょうがい ひと せいかつ こま  
合理的な配慮 … 障害のある人が生活しづらいことや困ったことがある  
ときに、まわ ひと くふう せいかつ  
まわりの人が工夫をして、生活しやすくすることです。

- (2) しょうがい ひと せいかつ こま い  
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言  
われなくても、じぎょうしゃ ふたん おお ごうりてき  
事業者は負担が大きすぎないときは、合理的な  
はいりよ どりよく  
配慮をする努力をしなければいけません。

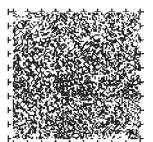


## だい じょう ぎゃくたい お 第15条 虐待が起きないようにすること

- (1) かながわけん しちょうそん しょうがい 神奈川県は、ひと かんけい だんたい きょうりよく 市町村や障害のある人に関係する団体と協力して、しょうがい ひと ぎゃくたい お 障害のある人への虐待が起きないようにするために、「しょうがい ふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ けんしゅう おこな 障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。
- (2) 「しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ 障害福祉サービス提供事業者」は、しょうがい ひと ぎゃくたい 障害のある人への虐待がお起きないようにするために、はたら ひと けんしゅう 働いている人に研修などをする努力どりよくをしなければいけません。

## だい じょう ぎゃくたい はや み 第16条 虐待を早く見つけること

- (1) かながわけん しちょうそん しょうがい 神奈川県は、ひと かんけい だんたい きょうりよく 市町村や障害のある人に関係する団体と協力して、しょうがい ひと ぎゃくたい み 障害のある人への虐待を見つけたらすぐにれんらく連絡することや、れんらく ほうほう けんみん し 連絡の方法を、県民などにお知らせします。
- (2) かながわけん しちょうそん しょうがい 神奈川県は、ひと かんけい だんたい きょうりよく 市町村や障害のある人に関係する団体と協力して、しょうがい ひと ぎゃくたい はや み 障害のある人への虐待を早く見つけて、はや たいおう 早く対応するためのしく仕組みをつくりまします。

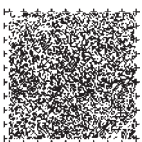


だい じょう しょうがい ひと かぞく  
第17条 障害のある人の家族などへの  
さぽーと  
サポート

かながわけん しょうがい ひと かぞく かんけいしゃ じょうほう つた  
神奈川県は、障害のある人の家族や関係者に、情報を伝えること  
あどばいす さぽーと ほんにん ささ せいかつ なか しんぱい  
やアドバイスなどのサポートをして、本人を支える生活の中での心配  
なことが少なくなるようにします。

だい じょう しょうがい ひと かんけい かいぎ  
第18条 障害のある人に関する会議に  
しょうがい ひと さんか すす  
障害のある人の参加を進めること

かながわけん しょうがい ひと せいかつ かんけい かながわけん かいぎ  
神奈川県は、障害のある人の生活に関する神奈川県の会議に、  
しょうがい ひと さんか すす  
障害のある人の参加を進めます。

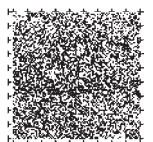


だい じょう ぴあサポートとうじしゃかつどうほんにん  
第19条 ピアサポートや当事者活動・本人  
かつどう すす  
活動などを進めること

(1) かながわけん ぴあサポートとうじしゃかつどうほんにんかつどう ないよう  
神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などの内容  
けんみん じぎょうしゃ し どりよく  
を、県民や事業者などによく知ってもらえるように努力します。

(2) かながわけん ぴあサポートとうじしゃかつどうほんにんかつどう  
神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などをして  
ひと なかまどうし れんらく と いっしょ  
いる人たちが、仲間同士で連絡を取ったり、やりとりしたり、一緒  
かつどう さぽーと どりよく  
に活動ができるようにサポートする努力をします。

(3) かながわけん ぴあサポートとうじしゃかつどうほんにんかつどう ひろ  
神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などを広げ  
にほん かいがい かつどう じょうほう あつ わ つた  
るために、日本や海外の活動の情報を集めて、分かりやすく伝え  
どりよく  
る努力をします。

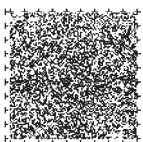


だい じょう しょうがい ひと しょうがい い  
第20条 障害のある人の生涯(生きている  
あいだ さぽーと しぐ  
間のこと)のサポートの仕組みをつくること

かながわけん しょうがい ひと ひつよう さぽーと しょうがい とぎ  
神奈川県は、障害のある人が、必要なサポートを生涯途切れるこ  
う とうじしゃ  
となく受けることができる仕組みをつくる努力をします。

だい じょう こうれいしゃ こ ふくししさく  
第21条 高齢者や子どもの福祉施策と  
きょうりよく と く  
協力して取り組むこと

かながわけん こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりよく とうじしゃ  
神奈川県は、高齢者や子どもの福祉施策と協力して、「当事者  
めせん しょうがいふくし すす  
目線の障害福祉」を進めます。

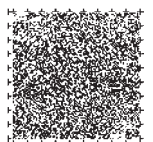


だい じょう し えん ほうほう じょうほう あつ しら  
第22条 支援の方法の情報を集めたり調  
べたりすること

かながわけん しょうがい ひと よ し えん にほん  
神奈川県は、障害のある人へのより良い支援をするために、日本  
かいがい よ し えん じょうほう あつ しら  
や海外の、より良い支援についての情報を集めたり、調べたりする  
どりよく  
努力をします。

だい じょう ち い き せい かつ しゃかい さん か すす  
第23条 地域生活や社会参加を進めるた  
め ば せい び  
めの場を整備すること

かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす しょうがい  
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、障害のあ  
ひと ち い き せい かつ さ ぽ ー と しょうがい ひと しゃかい さん か  
る人の地域生活をサポートすることや、障害のある人の社会参加を  
すす ば どりよく  
進めるための場をつくる努力をします。

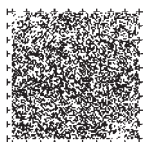


だい じょう  
第24条 どこに住んでいても同じサービス  
を受けられるようにすること

かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし しさく おこな  
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」の施策を行うときに、  
しょうがい ひと す おな さーびす う  
障害のある人がどこに住んでいても同じサービスを受けられるよう  
どりよく  
に努力をします。

だい じょう じりつしえんきょうぎかい かつどう  
第25条 自立支援協議会の活動を  
すす  
進めること

- (1) かながわけん しょうがい ひと しえん しく  
神奈川県は、障害のある人の支援の仕組みをつくるために、  
しょうがいほけんふくしけんいき じりつしえんきょうぎかい ひら  
障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開きます。

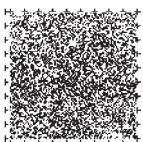






だい じょう しょうがいふくし しごと ひと  
第26条 障害福祉の仕事をする人を  
ふ そだ  
増やして、育てること

- (1) かながわけん しょうがいふくし しごと ひと ふ  
神奈川県は、障害福祉の仕事をする人を増やします。  
また、よい しえん ができるようにするために、じょうほう つた 情報を伝えることや、  
けんしゅう 研修などをします。
- (2) かながわけん しょうがいふくし しごと ひと しごと なが つづ  
神奈川県は、障害福祉の仕事をする人が、仕事を長く続けら  
れるように、つぎ 次のことをします。
- しょうがいふくし しごと あど ばい す  
・ 障害福祉の仕事についてのアドバイスをすること
  - しょうがいふくし しごと ひと こころ からだ けんこう  
・ 障害福祉の仕事をする人が、心や身体が健康でいられる  
ようにすること
  - しょうがいふくし しごと ひと はたら ばしょ しごと  
・ 障害福祉の仕事をする人が、働きやすい場所で仕事ので  
きるようにすること など
- (3) かながわけん しょうがいふくし かんけい かつどう しごと けんみん  
神奈川県は、障害福祉に関係する活動や仕事に県民などが  
かんしん も しょうがいふくし しごと つた  
関心を持ってもらえるように、障害福祉の仕事について伝えたり、  
じっさい かつどう けんがく さんか  
実際の活動の見学や参加ができるようにします。

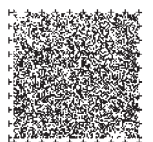


## 第27条 施策に予算(お金)を用意すること

神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、必要な予算(お金)を用意する努力をします。

## その他の決まり

- (1) この条例は、令和5年4月1日から始まります。
- (2) 神奈川県知事は、この条例が始まってから5年たったら、この条例で決まった取組みができているかどうかを確認します。  
変えたほうがよいことや、新しく行ったほうがよいことについて考えます。



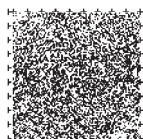
さんこうしりょう  
(参考資料)

しょうがいふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ  
【障害福祉サービス提供事業者について】

<p>サービス 相談の そうだん</p>	<p>そうだんしえん 相談支援</p>	<p>しょうがい ひと く かん そうだん う 障害のある人の暮らしに関して相談を受けて、 いっしょ かんが さーびす 一緒に考えるサービス</p>
------------------------------	-------------------------	--

<p>ちいき 地域での生活で使えるサービス せいかつ つか さいびす</p>	<p>きょたくかいご 居宅介護</p>	<p>へる ぱー いえ き しょくじ ふうろ さほーと ヘルパーが家に来て、食事やお風呂のサポートや そうじ せんたく さーびす 掃除や洗濯をするサービス</p>
	<p>じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護</p>	<p>さほーと ひつよう おも しょうがい ひと サポートがいつも必要な重い障害のある人に、 しょくじ ふうろ がいしゅつ さほーと さーびす 食事やお風呂、外出などのサポートをするサービス</p>
	<p>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</p>	<p>ちいき く しょうがい ひと いえ い みまも 地域で暮らす障害のある人の家に行き見守りす さーびす るサービス</p>
	<p>たんきにゅうしょ 短期入所</p>	<p>しょうがい ひと かぞく びょうき 障害のある人の家族が病気などになったときに、 みじか にっすう にゅうしょしせつ さほーと さーびす 短い日数を入所施設などでサポートするサービス</p>

<p>がいしゅつ 外出(出かけるとき) つか さいびす に使えるサービス</p>	<p>どうこうえんご 同行援護</p>	<p>め わる しょうがい ひと がいしゅつ さほーと 目が悪い障害のある人の外出をサポートする さーびす サービス</p>
	<p>こうどうえんご 行動援護</p>	<p>きゅう みち と だ あふ しょうがい 急に道へ飛び出すなどの危ないことがある障害の ひと がいしゅつ さほーと さーびす ある人の外出をサポートするサービス</p>
	<p>いどうしえん 移動支援</p>	<p>ひとり がいしゅつ ぶんあん しょうがい ひと がいしゅつ 一人での外出が不安な障害のある人の外出を さほーと さーびす サポートするサービス</p>



生活する場所についてのサービス

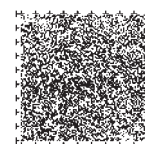
しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	にゆうしょしせつ しょくじ ふろ さほーと 入所施設で食事やお風呂などをサポートする
しょうがいじにゆうしょしえん 障害児入所支援	さーびす サービス
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	くるーぶ ほーむ しょくじ ふろ さほーと グループホームで食事やお風呂などをサポートする
さーびす サービス	
りょうようかいご 療養介護	びょういん しょくじ ふろ さほーと さーびす 病院で食事やお風呂などをサポートするサービス
ふくしほーむ 福祉ホーム	やす きんがく す ばしょ ようい く そうだん う 安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受 けるサービス
	さーびす サービス

働くときに使えるサービス

じりつくんれん 自立訓練	じぶん ふ 自分ができることを増やすことができるように
さほーと さーびす サポートするサービス	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	かいしゃ はたら はじ まえ はたら 会社で働き始める前に、働くことができるように
さほーと さーびす サポートするサービス	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	はたら はじ あと なが かいしゃ はたら 働き始めた後に、長く会社で働くことができるよ
さほーと さーびす うにサポートするサービス	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	てだす う はたら 手助けを受けながら働くことができるように
さほーと さーびす サポートするサービス	

昼間のサポートのサービス

せいかつかいご 生活介護	つね てだす ひつよう しょうがい hito ひるま じかん 常に手助けが必要な障害のある人が昼間の時間を
す さほーと さーびす 過ごせるようにサポートするサービス	
ちいき かつどう しえん 地域活動支援	しょうがい hito ちいき hito いっしょ かつどう かる 障害のある人が地域の人と一緒に活動したり、軽
せんたー センター	さぎょう さほーと さーびす い作業をしたりすることをサポートするサービス
しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援	しょうがい こ そだ さほーと 障害のある子どもが育つようにサポートする
さーびす サービス	



いっしょ かんが めんばー  
一緒に考えたメンバー

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ~ともに生きる社会を目指して~」を一緒に考えてつくったメンバーです。

こにし つとむ  
小西 勉

しもじょう あきこ  
下条 章子

ないとう のりよし  
内藤 則義

さるわたり たつあき  
猿渡 達明

とみた たすく  
富田 祐

ならざき まゆみ  
奈良崎 真弓

またむら あおい  
又村 あおい

たかの はじめ  
高野 元

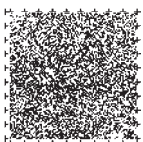
かながわけんとうじしゃめせん しょうがい  
神奈川県当事者目線の障害  
ふくしすいしんじょうれい  
福祉推進条例 ~ともに生  
きる社会を目指して~ の  
じょうれいほんぶん した にじげん  
条例本文 は 下の 二次元  
コードからホームページで  
み  
見ることができます。



とうじしゃめせん しょう ふうし  
「当事者目線の障がい福祉  
じつげんせんげん した にじげん  
実現宣言」は 下の 二次元  
コードからホームページで  
み  
見ることができます。



い しょうかい  
「ともに生きる社会かなが  
わ けんしょう した にじげん  
憲章」は 下の 二次元  
コードからホームページで  
み  
見ることができます。



# い しゃかい けんしょう ともに生きる社会かながわ憲章

へいせい ねん つき にち けんりつしょうがいしゃ しえん しせつ つくい えん  
平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、  
たいへんいた じけん はっせい  
大変痛ましい事件が発生しました。

このように事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、ともに生きる社会  
の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

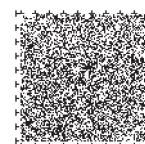
## い しゃかい けんしょう ともに生きる社会かながわ憲章

- わたし わたし ことろ ひと たいせつ  
— 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- わたし だれ ひと く かえ ちいき しゃかい じつげん  
— 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- わたし しょう しゃ しゃかい さんか さまた かべ へんけん  
— 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や  
さべつ はいじょ  
差別も排除します
- わたし けんしょう じつげん む けんみん そう と く  
— 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

へいせい ねん がつ にち かながわ けん  
平成 28 年 10 月 14 日 神奈川県



ともに生きる社会かながわ応援大使～ともいき大使～ かながわ しょうこ  
金澤 翔子さん





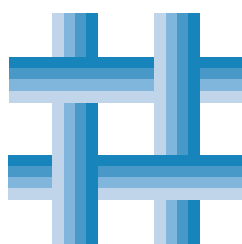






私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる



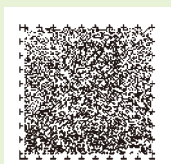
神奈川県

かながわけん ふくし こ

きょくきょうせい すいしんほんぶしつ

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)285-0548(直通) FAX(045)210-8854



れいわねんがつはっこう  
令和5年3月発行